

秋田市建設工事総合評価落札方式実施要綱

〔平成26年3月14日〕
市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田市建設工事総合評価落札方式（秋田市が発注する建設工事に係る総合評価落札方式をいう。以下「総合評価落札方式」という。）に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、総合評価落札方式とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2（第167条の12第4項および第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、一般競争入札および指名競争入札による建設工事についての請負の契約を締結しようとする場合において、価格および価格以外の技術的な要素等（以下「技術力等」という。）を総合的に評価し、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者（以下「評価対象入札者」という。）のうち最も評価の高い者を落札者として決定する方式をいう。

(適用対象工事)

第3条 総合評価落札方式は、原則として設計金額が5千万円以上の要件付一般競争入札（秋田市要件付一般競争入札実施要綱（平成15年7月22日市長決裁）に基づき実施される入札方法をいう。）および公募型指名競争入札（秋田市公募型指名競争入札実施要綱（平成13年9月19日市長決裁）に基づき実施される入札方法をいう。）に付する建設工事で、施工の確実性又は工事目的物の品質確保等のため、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）および当該工事現場に配置が予定される技術上の管理を行う者（以下「配置予定技術者」という。）の技術力等を評価することが望ましいものについて適用する。

2 この要綱の適用対象となる建設工事（以下「適用対象工事」という。）は、秋田市工事請負業者選定要領（昭和49年5月1日設定）第4条の規定に基づき開催する秋田市工事請負業者選定審議委員会（以下

「選定委員会」という。)の審議を経て、市長が選定するものとする。

(落札者決定基準)

第4条 地方自治法施行令第167条の10の2第3項の落札者決定基準(以下「落札者決定基準」という。)には、総合評価落札方式の評価方式および評価項目、評価方法その他必要な基準を定めるものとする。

2 落札者決定基準は、市長が選定委員会に諮って決定する。この場合において、市長は、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者(市長が委嘱する学識経験を有する者をいう。以下「学識経験者」という。)の意見を聴かなければならない。

(評価方式および評価項目)

第5条 総合評価落札方式の評価方式は、適用対象工事の規模および内容、技術的な工夫の余地等に応じて評価項目を設定し、次の区分ごとに適用する。

(1) 簡易型 市長が求める内容の施工の確実性を確保するため入札参加者および配置予定技術者の同種の建設工事の施工実績、工事成績等を技術力等の評価項目(以下「実績等評価項目」という。)とし、秋田市公契約基本条例(平成25年秋田市条例第12号)第2条第5号に規定する対象労働者の適正な労働環境を確保するため作業報酬額を労働環境に関する評価項目(以下「労働環境評価項目」という。)とし、市内企業の活用等を地元貢献に関する評価項目(以下「地元貢献評価項目」という。)とし、これらと入札価格とを総合的に評価する。

(2) 施工計画型 工程および品質の管理、環境の維持、交通の確保その他施工上特に配慮すべき事項(以下「配慮事項」という。)を有する適用対象工事について、市長が求める内容の施工の確実性を確保するために、実績等評価項目、労働環境評価項目および地元貢献評価項目のほか、配慮事項に係る簡易な施工計画(以下「施工計画」という。)を技術力の評価項目とし、これらと入札価格とを総合的に評価する。

(評価方法)

第6条 総合評価落札方式の評価は、価格ならびに技術力、労働環境およ

び地元貢献を点数化することによって行う。この場合における各評価点の算定は、次の要領で行うものとする。

(1) 価格の評価点（以下「価格評価点」という。） 入札価格および予定価格に基づき算定する。

(2) 技術力等の評価点（以下「技術評価点」という。） 前条の区分ごとに設定した評価項目について点数を配点し、各評価項目ごとに設定した評価基準に基づく得点を加算して算定する。

2 価格および技術力等に係る評価は、前項で算定した価格評価点と技術評価点を合計した点数（以下「総合評価点」という。）をもって行う。

（入札案件の公表又は指名の通知）

第7条 市長は、総合評価落札方式で発注しようとする場合は、入札案件の公表又は指名の通知において、入札に係る事項のほか、次の事項を明示するものとする。

(1) 総合評価落札方式の適用対象工事等であること。

(2) 総合評価落札方式に係る落札者決定基準

(3) 提出を求める総合評価に係る資料（以下「技術資料」という。）の内容および提出日

(4) 落札者の決定方法

(5) 総合評価の評価内容の履行確保および不履行時の措置

(6) 総合評価落札方式に係る説明会開催の有無

(7) 技術資料に係るヒアリングの有無

(8) 次条第2項各号に掲げる事項

(9) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（技術資料の提出）

第8条 入札参加者は、入札に係る提出書類（秋田市電子入札システム運用基準（平成17年3月29日財政部長決裁）に基づき、電子入札において使用される入札参加申込書等をいう。）と併せて技術資料を提出するものとし、技術資料を提出しなかった者の入札は無効とする。

2 技術資料は、次により取り扱うものとする。

(1) 技術資料の作成等に要する費用は、入札参加者の負担とする。

(2) 技術資料の提出後における内容の変更は認めないものとする。

(3) 技術資料の返却は行わないものとする。

(4) 技術資料のうち施工計画その他入札参加者の競争上の地位等正当な利益を害するおそれがある事項については、公表しないものとする。

(技術資料の審査)

第9条 技術資料の審査は、技術資料の記載事項の確認、評価項目および評価基準との照合、施工計画の妥当性について行うものとし、原則として、当該評価対象入札者に対し説明を求めない。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

2 第5条第1号の簡易型における評価対象入札者の技術資料の審査については、開札後に、入札価格に基づく価格点と評価対象入札者の自己評価に基づく技術評価点（以下「自己評価点」という。）を加算した総合評価点の最も高い者について行うものとする。ただし、技術評価点は当該評価対象入札者の自己評価点を限度とし、審査後の技術評価点が自己評価点を下回る場合は、当該審査後の技術評価点により審査を行うものとする。

3 前項の審査の結果、総合評価点が最も高い評価対象入札者（以下「第1位の入札者」という。）に変動が生じた場合は、変動後の第1位の入札者について前項の規定に基づく審査を行うものとし、最終的な第1位の入札者が確定するまで同様の審査作業を繰り返すものとする。

4 第5条第2号の施工計画に係る技術資料の審査については、工事担当課所室および工事検査室が行うものとし、契約課が行う入札参加資格の確認と併せて入札参加者について行うものとする。

(落札者の決定方法)

第10条 第5条第1号の簡易型については、前条第2項および第3項の規定による審査で第1位の入札者を落札者の候補（以下「落札候補者」という。）とする。

2 前項において、総合評価点が同点のため落札候補者が2以上であるときは、くじにより落札候補者を決定する。

3 前項の落札候補者の決定後、選定委員会の審議を経て落札者を決定す

る。

- 4 第5条第2号の施工計画型については、技術資料の審査を経て簡易型と同様に落札候補者を決定し、選定委員会の審議を経て落札者を決定する。この場合において、第4条第2項の規定による意見の聴取の際に、当該落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられたときは、当該落札者の決定に当たっては、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。
- 5 次のいずれかに該当する場合を除き、総合評価点が最も高い落札候補者を落札者として決定する。
 - (1) 落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。
 - (2) 落札候補者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり、著しく不適當であると認められるとき。
- 6 前項各号のいずれかに該当するときは、評価対象入札者のうち、総合評価点が当該落札候補者の次に高い者（当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者（次順位者が2以上である場合は第2項の方法により決定された者をいう。））を落札候補者とし、前項の確認等を行うものとする。
- 7 第2項から前項までの手続は、落札者が決定するまで順次繰り返すものとする。

（評価結果等の公表）

第11条 総合評価落札方式により落札者を決定したときは、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 落札者
- (2) 落札者を決定した理由
- (3) 評価対象入札者の評価結果（第8条第2項第4号の事項を除く。）
（苦情の申立て）

第12条 評価対象入札者で落札者とならなかったものは、前条の公表を行った日の翌日から起算して10日以内に、市長に対して書面により落札者として選定されなかった理由の説明を求めることができる。

2 市長は、前項の説明を求められたときは、当該説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内（秋田市の休日を定める条例（平成元年秋田市条例第32号）第1条第1項に規定する市の休日を含まない。）に、選定委員会の審議を経て、具体的な理由を記載した書面により回答するものとする。

（施工計画等の履行の確保）

第13条 落札者が提示した施工計画、労働環境評価項目および地元貢献評価項目（以下「施工計画等」という。）については、すべて契約書にその内容を記載し、その履行を確保するものとする。

2 施工計画等が不履行となった場合は、市長と落札者との間で責任の所在について協議する。この場合において、落札者の責任により履行がなされなかったときは、当該施工計画等の履行が可能であると認められるものにあつては当該施工計画等を履行し、当該施工計画等の履行が困難又は合理的でないとして認められるものにあつては、工事成績評定点の減点、契約金額の減額、損害賠償、指名停止等の措置を行うものとする。

3 前項に規定する事項については、当該施工計画等が行われた入札に係る入札公告および契約書において明らかにするものとする。

4 技術資料に誤った記載があったことが契約締結後に判明した場合もまた、前2項の規定により履行の確保を図るものとする。

5 施工計画等が不履行の場合および技術資料に誤った記載があった場合の措置については、選定委員会に諮り決定するものとする。

（上下水道局が発注する工事の取扱い）

第14条 この要綱の規定は、上下水道局が発注する建設工事について準用する。この場合において、「市長」とあるのは「上下水道事業管理者」と読み替えて適用する。

（委任）

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
(秋田市総合評価落札方式試行要綱の廃止等)
- 2 秋田市総合評価落札方式試行要綱(平成22年9月27日市長決裁)は、
廃止する。
- 3 秋田市総合評価落札方式試行要綱の規定に基づき、要件付一般競争入
札および公募型指名競争入札に付し、請負の契約を締結した建設工事につ
いては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。